

製造業特定技能外国人材相談窓口

Pick up FAQ

多く寄せられるご質問の解説

「請負契約での受入れ」

請負契約で製品を製造していますが、特定技能制度を利用できますか。

製造業分野において、請負の場合でも条件を満たしていれば受入れが可能です。

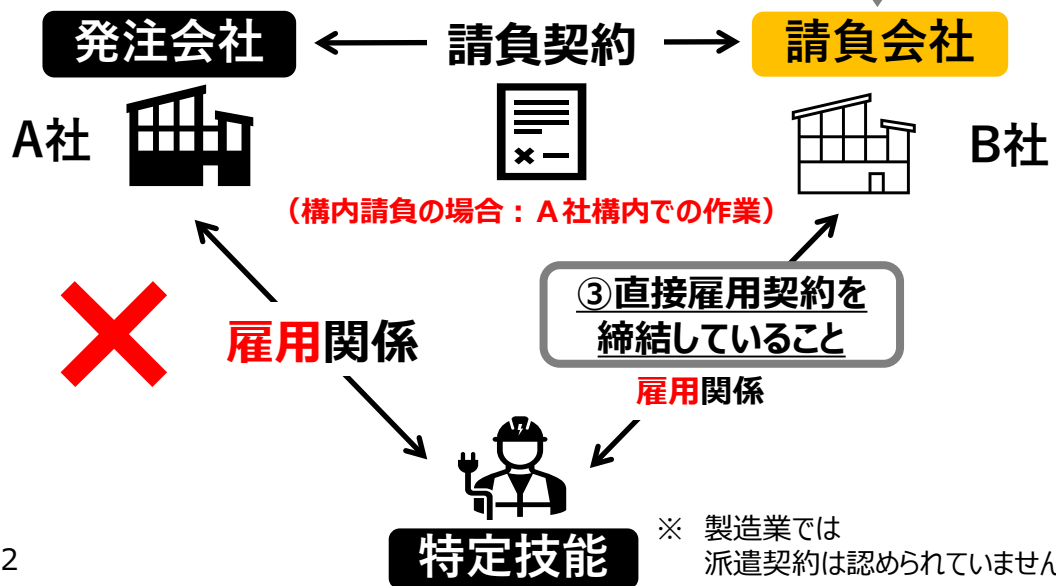
【条件】

- ① 請負会社において、**特定技能外国人材を受け入れる事業所毎に**製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員になること
* 請負会社が製造する製造品が、**製造業分野で定める日本標準産業分類**に該当すること
- ② 従事する特定技能外国人材の業務区分が**製造業分野で定めるもの**に該当すること
- ③ 請負会社と特定技能外国人材が**直接雇用契約を締結している**こと

請負契約について

①受入れ協議・連絡会構成員であること

* 特定技能外国人材が従事する事業所毎に加入することが必要（この場合の受入れ会社はB社、受入れ事業所はA社となる）



構内請負について

請負会社の従業員が発注者の事業所において場所や設備を借りて製造工程を行っている場合

